

太陽光発電設備の設置に係る 条例の改正について(令和6年度)

笠間市では、太陽光発電設備設置事業と地域との更なる調和及び事業地の維持管理体制の強化を目的として、『**笠間市内における太陽光発電設備設置事業と住環境との調和に関する条例**』を改正しました。

条例の対象となる事業

事業区域の面積が **3,000平方メートル以上** の事業

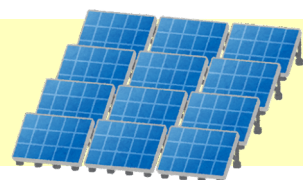
改正の内容 **令和6年10月1日から** (※)

- ・ 環境影響評価の実施を義務化
(1ha以上の森林伐採を伴う事業)
- ・ 地域との協定締結を義務化
- ・ 管理状況等の定期報告を義務化

※令和6年9月30日以前に、条例に基づく協議終了の通知を受けた事業については対象外となります。

条例手続きの主なもの (従来から)

- ・ 市との事前協議
- ・ 地元説明会の開催

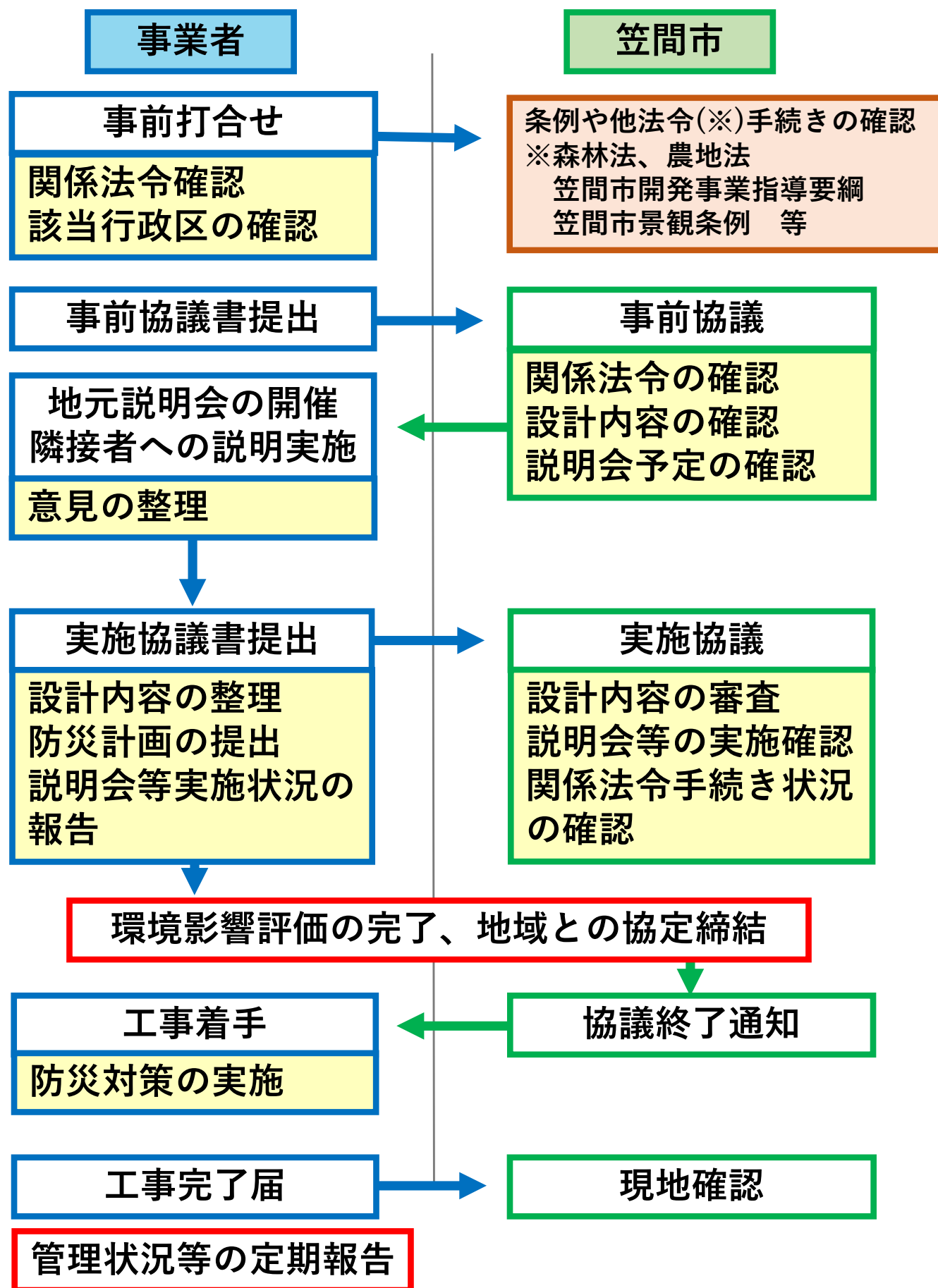


問い合わせ

問い合わせ

笠間市役所 都市建設部 都市計画課 計画開発 G
TEL:0296-77-1101 FAX:0296-77-5009

(参考) 手続きフロー



手続きの詳細については笠間市HPからご確認ください
『笠間市内における太陽光発電設備設置事業と
住環境との調和に関する条例』

市HPはこちら→

